

沖縄県北部医療組合北部医療組合情報公開審査会規則

令和5年4月1日規則第7号

沖縄県北部医療組合北部医療組合情報公開審査会規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合北部医療組合情報公開審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県北部医療組合情報公開条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第13号。以下「条例」という。）第23条第8項及び第30条の規定に基づき、沖縄県北部医療組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び調査審議の手續に必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

(手續の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要と認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

(諮問実施機関の申出)

第5条 諮問実施機関は、開示決定等に係る公文書に記録されている情報が、その取扱い

について特別な配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第24条第1項の規定により当該公文書の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第6条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第24条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。